

第 13 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和8年3月19日(木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後3時

出席委員

2番委員	石坂弘	3番委員	隠田義和
4番委員	斉藤秀樹	5番委員	田中克政
6番委員	榎本弘行	7番委員	箕輪勝弘
8番委員	荻本末子	9番委員	鈴木晴夫
10番委員	富澤弘光	11番委員	中村佳之
12番委員	倉田道夫	13番委員	山内亜樹子
14番委員	高橋安孝	15番委員	原光成
16番委員	小林卓哉	17番委員	荒井啓子
18番委員	粕谷弘久	19番委員	榎本広富
20番委員	杉本富美男		

欠席委員

1番委員 吉井美華子

事務局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	和田知子

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第13回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ19人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、1番議席の吉井委員は、本日都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を隠田会長、よろしく申し上げます。

○議長（隠田会長）　それでは、皆さん、こんにちは。本日はお彼岸期間中にもかかわらず、多数の方の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先月の第67回農業者大会と引き続いての祝賀会、誠にお疲れさまでございます。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、6番議席の榎本委員、8番議席の荻本委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会議の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、報告第8号「調布市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を事務局から説明いたします。

○和田書記　まず初めに、資料の差し替えと追加をお願いします。報告事項イ、令和7年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況についての上から2つ目の表の年度表記に誤りがあり、協議事項の提案理由の書面をお送りしていませんでしたので、机上にあります資料の差し替えと追加をお願いします。

それでは、資料、報告第6号を御覧ください。「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。農地法第4条は、土地の所有権の移転を行わずに農地に専用住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、宅地や雑種地の地目に転用する場合に農業委員会に届出をするものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は佐須町4丁目●番●外1筆、面積は合計で915平

方メートルであります。申請人は●●●●氏であり、転用目的は共同住宅の建設であります。

これらの土地は、第七中学校の北側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、自己転用で共同住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。斉藤委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、2月5日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月12日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第7号を御覧ください。「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。農地法第5条は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地に戸建住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、宅地や雑種地の地目に転用する場合に農業委員会に届出をするものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺北町5丁目●番●、面積は279平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は聖建設株式会社であり、転用目的は戸建住宅の建設であります。

この土地は、都立調布北高等学校の南側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、所有権移転を伴う戸建住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。高橋委員が現況確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、1月30日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月3日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は東つつじヶ丘3丁目●番●外1筆、面積は合計で427平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、●●●●氏、譲受人は株式会社A Q Groupであり、転用目的は戸建住宅の建設であります。

これらの土地は、第四中学校の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、所有権移転を伴う戸建住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。鈴木委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、2月2日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月9日に受理通知書を交付しております。

裏面、番号3を御覧ください。土地の所在は下石原2丁目●番●、面積は803平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は武蔵開発株式会社であり、転用目的は戸建住宅の建設であります。

この土地は、第三小学校の東側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、令和7年7月に主たる従事者の死亡により買取申出がなされ、令和7年10月に行為制限の解除となっております。今般、所有権移転を伴う戸建住宅の建設が計画され、地目の変更するものであります。石坂委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、2月10日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、当日受領し、2月25日に受理通知書を交付しております。

○高橋事務局次長 次のページをお願いします。資料、報告第8号を御覧ください。報告第8号「調布市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」、令和8年4月1日付で調布市農業委員会事務局処務規程の一部改正を予定しております。

東京都は、生理休暇の取得への心理的抵抗感を緩和するとともに、制度の利便性向上を図る観点から、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正し、生理休暇の名称を健康管理休暇に改めます。

これを受けて、調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正がなされることに伴い、調布市農業委員会事務局処務規程においても同様の所要の改正を行うものです。

改正内容の詳細については、資料の新旧対照表を御参照ください。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、報告について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認め、報告どおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題といたします。ア、農地法第18条第6項の規定による通知について、イ、令和7年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、以上3件を事務局より説明いたします。

○和田書記 それでは、報告事項について御説明いたします。報告事項ア、農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。農地の賃貸借につき、その農地の賃貸人

と賃借人との間で、賃貸借契約の合意解約されたことの通知であります。

番号1を御覧ください。土地の所在は染地1丁目●番●、面積は256平方メートルであります。この土地について、賃貸人、●●●●氏、●●●●氏、賃借人、●●●●氏との間で賃貸借の契約が結ばれておりましたが、令和8年2月9日に両者の合意による賃貸借契約の解約がなされた旨の通知がありました。

報告事項アについては以上です。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。令和7年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和7年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3の届出はありませんでした。第18条及びその他のものは件数1件、面積256平方メートルとなっております。

下の表、令和7年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積915平方メートルでした。所有権の移転を伴う農地法第5条の届出は件数3件、面積1,509平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和7年度目的別農地転用状況について御説明いたします。一番下の表は、真ん中の表の令和7年度農業委員会審議状況について(2)の転用後の用途になります。今回の総会審議状況で前回から変更となった部分は、農地法第4条の表の上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものの件数7件、面積5,058平方メートル、農地法第5条の表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものの件数21件、面積1万5,040.59平方メートル、表の右側の合計欄、件数32件、面積2万797.79平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために税務署に提出するものです。農地が適正に管理されていないなど、農業委員会でこの証明の交付がされない場合、納税猶予制度の適用を継続して受けることができませんので、納税猶予期限が確定し、相続税を遡って支払うこととなります。

番号1について御説明いたします。土地の所在は布田6丁目●番●外1筆、面積は合計で995平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。粕谷委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は布田3丁目●番●外1筆、面積は合計で953平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。粕谷委員が現地確認をしております。

なお、番号1は平成●年●月相続分で、番号2は平成●年●月相続分で、相続納税猶予の適用を受けております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は飛田給3丁目●番●外1筆、面積は合計で1,104平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。箕輪委員が現況を確認しております。

なお、番号1から3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

特に御質問、御意見もないようですので、報告の3件を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第5、協議事項についてです。令和8年度調布市農業委員会活動指針(案)についてを議題といたします。事務局が朗読いたします。

○佐野書記 協議事項、令和8年度調布市農業委員会活動指針(案)について、上記の協議事項を提出する。令和8年3月19日。提出者、調布市農業委員会会長、隠田義和。

○議長 ただいま協議事項について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

○高橋事務局次長 協議事項について御説明いたします。

活動指針は、農業委員会法第7条に、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないと規定されており、調布市農業委員会が令和8年4月から令和9年3月まで、どのように活動を進めていくのかを明記した重要な指針となります。

毎年3月の総会でお諮りし、総会で決定後、東京都農業会議へ提出し、ホームページにて公表しております。

それでは、令和8年度調布市農業委員会活動指針（案）を御覧ください。

初めに、I、基本方針であります。調布市の農業の現状及び指針に関する基本的な考え方となります。

具体的な活動計画については、2ページから3つの項目に分けて記載がございます。1、会議の開催、2、各種活動、4ページ目に、3、関係機関・団体との連携、以上の3つです。

順に説明いたしますと、1、会議の開催は、毎月の総会の開催、総会の前日の役員会の開催のほか、(3)として、2つの部会について明記しております。部会は、委員会活動を円滑に推進するため、総会終了後などに必要に応じて会議を開催、各種活動を担当するという内容になります。よりよい各種活動を進めるための話合いの場となります。それぞれの部会が担当する活動は記載のとおりです。

続いて、2、各種活動についてです。(1)は、令和8年度に重点に活動する内容となります。要約して読み上げますと、ア、農業委員同士が日頃から懇親を深め、チームワークを強化。イ、各種行事や視察研修等へ積極的に参加し、他市農業委員会との連携を深めるなど、知識をアップデート。ウ、農地の管理に関する困り事の相談窓口となる。エ、活動記録カードに月6枚以上記入し、活動の記録化を徹底、スマートフォンを活用した利便性の高い記録方法を検討。オ、農業経営者クラブとの連携。カ、「農業委員会だより」の内容の充実、農地管理の必要性や、次世代へ農地つなぐための家族の話合いを進める大切さなど情報発信活動の推進。キ、地域住民が地域農業への理解を深めてもらうための活動に取り組むでございます。

(2)は、農地等の利用の最適化を推進する活動の内容です。要約して読み上げますと、ア、日常の活動や農地利用状況調査（農地パトロール）の機会を通じて、地域の実情に合わせた働きかけや指導。イ、生産緑地の追加指定並びに特定生産緑地への移行を促進。ウ、農地をめぐる法律、制度について理解を深め、広く周知。エ、農地の保全及び有効利用の調整役となるでございます。

続いて、(3)遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法にあります遊休農地の解消目標の表について説明します。

4ページを御覧ください。令和5年4月に定めた目標を令和10年まで運用してまいりますので、内容を今回の指針に転記しております。

調布市内の農地面積は、令和4年1月時点で127.4ヘクタール、遊休農地はゼロヘク

タールです。多摩川河川敷を除く全域が市街化区域である市内において遊休農地はありません。農地法32条に明示されておりますが、作物が作付されていなくても、維持管理がなされていれば、遊休農地ではありません。

最後の項目、3、関係機関・団体との連携は、一般社団法人東京都農業会議をはじめとする関係団体と連携、協働し、これまで説明してまいりました各種活動を進めていくという内容となります。

なお、2月24日に配付された緑色の冊子の10ページにあります第67回東京都農業委員会・農業者大会で決定された一般社団法人東京都農業会議、令和8年度農業委員会活動の積極的推進に関する決議の内容も踏まえ、作成しておりますことを申し添えます。

以上で令和8年度の調布市農業委員会活動指針（案）についての説明を終わります。御協議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、農業委員の皆様からの御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

特に御意見もないようですので、活動指針の案を取り、本日付で決定をしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

それでは、続きまして、その他の報告及び連絡事項について、事務局から説明いたします。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項です。

次回の総会は4月16日木曜日午後3時から、会場は調布市文化会館たづくり1001学習室になりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、役員会は同日午後2時30分からです。

事務局からの説明は以上です。

○議長　それでは、本日の日程は全て終了いたしました。これで第24期第13回農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時26分

調布市農業委員会議事規則第53条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

6 番委員

8 番委員